# 住民監査請求の手続図

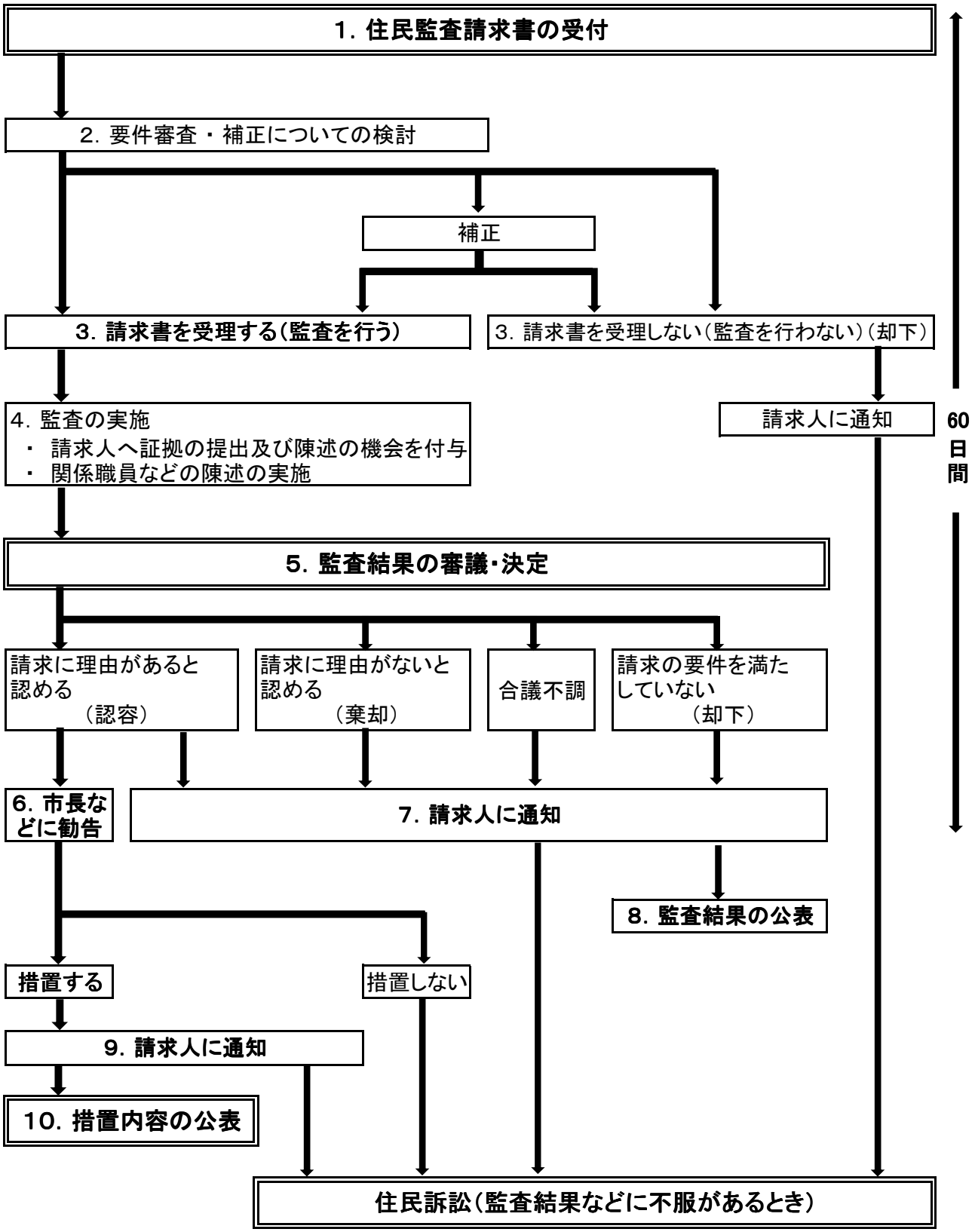
1. 住民監査請求書の受付
2. 要件審査・補正についての検討
補正
3. 請求書を受理する(監査を行う)
3. 請求書を受理しない(監査を行わない)(却下)
請求人に通知
60日間
4. 監査の実施
・ 請求人へ証拠の提出及び陳述の機会を付与
・ 関係職員などの陳述の実施
5. 監査結果の審議・決定
請求に理由があると認める（認容）
請求に理由がないと認める（棄却）
合議不調
請求の要件を満たしていない（却下）
6. 市長などに勧告
7. 請求人に通知
8. 監査結果の公表
措置する
措置しない
9. 請求人に通知
10. 措置内容の公表
住民訴訟(監査結果などに不服があるとき)